

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成19年11月15日(2007.11.15)

【公開番号】特開2006-224269(P2006-224269A)

【公開日】平成18年8月31日(2006.8.31)

【年通号数】公開・登録公報2006-034

【出願番号】特願2005-43277(P2005-43277)

【国際特許分類】

B 25 C 1/08 (2006.01)

【F I】

B 25 C 1/08

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月28日(2007.9.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シリンドラ上方に設けられ燃焼室を形成するチャンバヘッドと、

該チャンバヘッドに支持されたモータにより回転するファンと、

前記燃焼室内で前記ファンにより攪拌混合された燃料と空気の混合気に着火する点火部と、を備えた燃焼式釘打機であって、

前記点火部は、点火プラグと、該点火プラグに対向する位置に設けられ前記チャンバヘッドに取り付けられた点火グランドからなり、前記点火プラグの先端角を45度以下とすることを特徴とした燃焼式釘打機。

【請求項2】

前記点火グランドは、前記チャンバヘッドと一体に形成されていることを特徴とする請求項1記載の燃焼式釘打機。

【請求項3】

前記点火グランドは、前記チャンバヘッドの前記燃焼室側の面から前記燃焼室に突出する突出部に設けられ、前記チャンバヘッド、前記点火グランド、及び前記突出部は一体に形成されていることを特徴とする請求項1又は2記載の燃焼式釘打機。

【請求項4】

前記点火グランドの接地対向部をテーパーとしたことを特徴とした請求項1乃至3のいずれかに記載の燃焼式釘打機。

【請求項5】

前記点火グランドの先端角を45度以下とすることを特徴とした請求項1乃至4のいずれかに記載の燃焼式釘打機。

【請求項6】

前記点火プラグの先端と前記点火グランドの先端の位置を、前記シリンドラの移動方向と直交する方向にオフセットさせることを特徴とした請求項1乃至5のいずれかに記載の燃焼式釘打機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また、従来のガス釘打機では点火後に発生する火種が点火プラグ 50 や点火グランド 51 によって熱を奪われ、失火してしまう現象が発生し、動作不良を起こす原因となっていることが判った。従来の点火グランド 51 の形状は、図 10 に示す点火グランドの先端角 2 が約 50 ~ 60 度で、図 11 に示す点火グランド接地対向部 55 の形状が、燃焼室上面 26 に略平行に伸び、角部に僅かな R がついている形状であった。この点火グランド 51 の形状では熱容量が大きく、火種の熱を奪い失火すること